

調達管理番号・案件名

25a00571_南部アフリカ地域アフリカ・カイゼン・イニシアチブ推進事業

質問と回答は以下のとおりです。

2025年11月21日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	配布資料 1 RD(「モーリシャス共和国及び周辺国へのカイゼン・アプローチ普及プロジェクト」).pdf	Input by Mauritiusのg、「Travel allowance for the counterpart personnel for official travel within Mauritius」とあるが、C/Pのマダガスカル等の周辺国渡航における旅費(航空券・宿泊費・日当等)の扱いはどのように整理するべきか。また、積算のため日当基準額をご提示いただきたい。	モーリシャス国内のC/P旅費はC/Pの手配。周辺国渡航の旅費は直営専門家が手配致しますので、計上不要となります。
2	14	第3条実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、(6)AKI 以外のクラスター・スキームの案件との連携にて、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアチブ(EPSA)により投融資を受ける企業や、融資を受けた銀行からの出資先企業へのカイゼン/BDS 提供についても検討する。」	EPSAの二大融資コンポーネントとしてACFAとNSLがありますが、AfDBのWeb サイト (https://www.afdb.org/en/topics-and-sectors/initiatives-partnerships/enhanced-private-sector-assistance-for-africa-epsa-initiative) によると、ACFA(ACFA Approvals)については、過去10年を振り返っても南部アフリカの産業振興に資する融資案件(承認された融資)はないと思われます。またNSL(NSL endorsed project)については、2017年以降、情報が更新されておらず、直近の状況が確認できませんでした。かかる状況を踏まえて、貴機構が記載されました「EPSAにより投融資を受ける企業や、融資を受けた銀行からの出資先企業」について、それに関係する具体的な融資事業があれば、その事業の概要を教えていただけないでしょうか。	2023年にL/A調印したNSL8を念頭に置いています。JICAのAfDBに対する円借款を原資にAfDBが民間企業に出融資を行うものです。2024年4月に一度AfDBとJICA本部の間でオンラインで打合せを行ったのですが、現状は円借款対象とするサブプロジェクトの選定が止まっている状況です。選定・出融資の実行がされましら、連携を検討できればと考えております。
3	18	第2章 第3条2. (13)	「外部有識者を含む国内支援委員会を設置する」とあるが、既に想定されている委員がいるか。	現時点で想定している委員はおりません。
4	20	脚注9 2-4行目:企業が座学の研修に参加するだけではなく、OJT等によりコンサルタントが企業に訪問・指導するか、カイゼン道場研修に参加して現場でのカイゼン実践方法を学んだ企業とする。	「カイゼン道場研修」とは、脚注4(P14)に記載のあるエチオピアのKECが実施・提供している研修を指すのでしょうか。	エチオピアのKECが実施・提供している研修のみを指すわけではありませんが、実際の起業の現場のような環境でカイゼンの実践を学べるような研修を想定しています。

5	25	<p>第5条 報告書等 1. 報告書等 業務完了報告書 脚注16:受注者が作成する参考資料。対象事業に従事する直営専門家の取り組み結果をまとめた活動報告。 本文:業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各子案件で直営専門家が従事した場合に、その取り組み結果を活動報告としてまとめ、全ての直営専門家の報告分をまとめて第3期の履行期限末日に提出するという理解でありますでしょうか。 業務完了報告書は参考資料とのことです、事業完了報告書と同様に履行期限3か月前を目途にドラフトを作成・提出する対象となるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該脚注16の記載は誤りです。 業務完了報告書は最終成果品として、(4)業務完了報告書に記載の内容を含めたものを提出ください。 P.25に記載のとおり、履行期限3か月前を目途にドラフトを作成・提出ください。
6	27	第2章 第5条2.	「BDSを実施する際に使えるツール(マニュアル等)」はP49の「各国のカイゼン・アプローチ提供能力の底上げに資するツール開発」のツールを指すという理解でよい か。	ご理解のとおりです。
7	32	案件概要表4. (2)	指標1「カイゼン・アプローチを普及する」と指標2「カイゼン・アプローチを取り入れる」の違いは何か。	指標1「普及する」はアウェアネスセミナーなどを通じてカイゼンの理解促進を行う企業、国数となります。 指標2「取り入れる」はカイゼン活動に実際に取り組む企業ないし国数となります。

8	33	(4)主な活動	「NPCCの業務プロセスを分析し、IoTを使った業務効率化を検討する」が想定するのは、NPCCが実施するカイゼンや生産性品質向上のコンサルティング活動について、IoTで効率化を行うという意味でしょうか。それとも、コンサルティング活動ではなく、NPCCの日々のオフィス業務の効率化という意味でしょうか。どのような状況を想定しているのかご教示いただきたいです。また、IoTに限らず、IoTの概念には含まれない例えばダッシュボード等のクラウドツールやエクセル等も範囲に含めて検討してもよいでしょうか。	NPCCの日々のオフィス業務の効率化を指しており、通常のIoTの概念には含まれないデジタルツールも含めた(ダッシュボード等のクラウドツールやエクセル等)内容が想定されています。 本業務は主に直営専門家により取り組みが行われるため、コンサルタントからは必要に応じた助言等を期待しております。
9	33	案件概要表4. (4)	「NPCCの職員、モーリシャス大学の講師及びその他関連職員」とあるが、「関連職員」とはモーリシャス大学の職員を指すのか、別組織を指しているか。	別組織(EDB:Economic Development Board、Made in Moritiusなどの機関)を想定しております。
10	34	別紙1 6.	「JICAが2018年に策定したカイゼン・アプローチの教材」とは「カイゼン・スターターキット」を指すか。	カイゼンハンドブックを意図しておりましたが、カイゼンスターターキット等の他の教材の活用もご検討いただくことは問題ございません。
11	48	別添2. I 3 ⑥	AKIダッシュボードの改定作業において、実際のPower BIへの操作、作業はHPを管理するAUDA-NEPADが行うことを想定してよいか。また、初見の対応者が作業できる英語のマニュアル等はあるのか。	AKIダッシュボードの操作、作業はAUDA-NEPADで行う想定となります。英語マニュアルは作成、ハンドオーバー済となります。
12	50	別添2. I 3 ⑨	輸出振興のためのBDS等について「一部について現地再委託を認める」とあるが、必ずしも現地再委託をしなくても良いという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
13	53	別添2. I 3 ⑪	脚注49に「TICAD10における旅費・謝金」及び脚注50に招へいに伴う支払い等とあるが、当該経費は貴本部内(アフリカ部等)からの支出か、若しくは一般業務費に積算する必要があるか。その場合、どの地域から何名の渡航を想定しているのか。	現時点で開催国、招待対象国等も未確定であるため、契約変更での追加項目とさせていただき、積算不要となります。
14	54	別添2. I 3 ⑫	課題別研修での支援については、担当する講義の講師謝金や中部センターまでの交通費等も含めすべて課題別研修の経費とし、本調査からの支出は無いという理解で良いか。	謝金及び交通費については課題別研修の受託者(別途国内センターで契約)からの支払いを想定しており、本調査からの支出は想定していません。

15	59	別添2. II 3(3)	技術移転の対象は50名程度を想定するとある一方、前段落において「必要に応じて直接、企業等も対象とする可能とする」とあるが、50名には企業従業員も含めて考えることで問題ないか。	ご理解のとおりで差し支えございません。
16	62	別添2. II 4 (5)	脚注56に「直営専門家に依頼する活動についての具体的な連携案」とあるが、直営専門家に依頼する業務(コンサルタントチーム不在時の活動含む)に係る費用(車両備上、マダガスカルへの渡航に係る費用、研修・セミナー開催費用、等)については直営専門家の予算で対応という認識でよいか。	ご理解のとおりです。
17	62	別添2. II 4 (5)	受注者が△となっている活動について提案する必要はあるか。提案事項が多く紙幅に限りがあるためお伺いしたい。	△となっている活動についてはご提案不要となります。
18	62	別添2. II 4 (5)	脚注56,62に「長期専門家は活動計画の策定の補助だけではなく、受注者と連携し、研修実施も想定可能となります」とあるが、長期専門家は講師として登壇することも想定しているという理解でよいか。	カイゼンの概要説明についての説明等に加え、研修の実施に際したアレンジ等は長期専門家での対応が可能となります。他方、技術的な指導は受注者等での実施を想定しております。
19	65	4. ③	「コモロ、モザンビークなどその他の国への普及については、プロジェクト後半で十分に実施体制が整った段階で、アウェアネスセミナー等を実施する」とあるが、同活動(2-5)は直営専門家の掌握となっており、費用は直営専門家の予算で対応することを想定しているか。	直営専門家予算での対応を想定しております。
20	67	第3章1. (3)2)	副業務主任者の「重複配置」は複数人配置という理解でよいか。	A案件とB案件がある場合に、A案件とB案件の副業務主任者が同一人物となることを認める、という意味です。
21	71	第3章4. (2)	「アフリカ地域(広域) グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査(フェーズ3)及びAKIクラスター管理業務、並びに子案件間のマネジメント業務」と「モーリシャス国及び周辺国へのカイゼン・アプローチ普及プロジェクト(プロジェクト本体)」の見積を一括で作成するという理解でよいか。 又は応札時点から最終精算まで一貫して子案件ごとに個別に見積作成及び精算作業も行う流れか。 また、契約書についても見積もりと同様に、1本でまとめて作成か、それとも子案件それぞれで契約書が発生するのかご教示いただきたい。	本件の契約書、精算は1本にまとめる想定となります。(部分払いも一括で想定しております。) 見積りについては、全体合計と子案件の見積りの両方を作成していただく想定であります。

	71	第3章4. (2)	応札時点では「アフリカ地域(広域) グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査(フェーズ3)及びAKIクラスター管理業務、並びに子案件間のマネジメント業務」と「モーリシャス国及び周辺国へのカイゼン・アプローチ普及プロジェクト(プロジェクト本体)」は目安金額であるが、採択された際は応札時の金額がそれぞれの上限金額となるのか。	子案件についてはあくまで目安金額であり、上限金額ではありません。「南部アフリカ地域アフリカ・カイゼン・イニシアティブ推進事業」としての上限額のみ適用されます。
	71	第3章4. (2)	上記に関連し、案件実施時に子案件間で費用の流用は可能か。また、その際は打合せ簿での流用が可能か、又は都度契約変更となるのか。	打合簿にて子案件間での費用の流用は可能となります。
	72	4.(4)	AKA開催費用、CEP開催費用は2026年度まではJICAが負担すると認識しているが、定額計上に含まれておらず、定額計上から漏れているのか、一般業務費に積算する必要があるか。	一般業務費にて積算・ご提案ください。

以上